三七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　一四　六

三八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器の一部を改正する件　一四　六

三九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件　一四　六

四〇　戦没者の遺骨収集の推進に関する法律第十条第三項の規定に基づく届出があった件　一六　四

四一　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件　一六　四

四二　健康保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可した件　一六　四

四三　船員保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間の変更について認可した件　二一　三

四四　日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額の一部を改正する件　二一　三

四五　確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件　二一　三

四六　確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件　二一　三

四七　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件　二一　三

四八　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　二三　三

四九　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　二三　36　一二

五〇　国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件　二四　37　三

五一　職業能力開発促進法施行規則第四十八条の四第一項の規定に基づく認定を受けた講習の実施機関の名称及び所在地を変更した件　二七　五

五二　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件　二八　五

五三　健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　二八　六

五四　平成二十九年度技能検定実施計画　二八　39　八八

〇農林水産省

一七九　農業災害補償法第百二十条の六第五項の規定に基づき同項の特定の収穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める等の件の一部を改正する件　一　三

一八〇　農業災害補償法の規定に基づき、平成三十年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成三十一年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件　一　三

一八一　農業災害補償法の規定に基づき、平成二十九年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成三十年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件　一　四

一八二―一八八　保安林の指定をする件　一　四

一八九　肥料を登録した件　一　五

一九〇―二〇五　保安林の指定をする件　二　三

二〇六　肥料の登録の有効期間を更新した件　二　21　一

二〇七　野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件　三　五

二〇八　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　六　二

二〇九―二一八　保安林の指定をする件　六　二

二一九―二二四　保安林の指定を解除する件　六　四

二二五―二二九　保安林の指定をする件　七　五

二三〇―二三三　保安林の指定施業要件を変更する件　七　六

二三四　租税特別措置法施行令第十七条第二項第三号及び第三十九条の二十六第二項第三号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件　八　六